

# お知らせ掲示板

※市内は、市外局番 0287 を省略した表記にしています。

くらし

健康

住まい・環境

子育て

福祉

交通・消防

雇用・資格

スポーツ

文化・教養

相談

## くらし

### 保険料(料)の納税・納入通知書を発送します

〔口座振替や納付書で支払う人〕

7月12日に国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税通知書・納入通知書を発送します。これは、平成29年中の所得などを基に年間の額を決定したものです。

第1期の納期限は7月31日です。期限までの納付をお願いします。※年金から天引きで納付する人の年間の納付額は9月13日に通知予定です。

〔振替の口座は通知書を確認〕

過去に口座登録をした人は自動で引き落とされます(年金天引きの人は除く)。引き落とす口座は通知書に記載されています。

〔収入申告が必要です〕

次に該当する人は、収入申告をしていない場合、保険料(料)が正確に計算されないことがあります。

- ①平成29年中に収入がない20歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主
  - ②平成29年中に収入がない65歳以上の介護保険加入者
  - ③収入が遺族年金、障害年金のみの人
- ▼問い合わせ ☎027120
- 本課税課 ☎027120

## まちづくりへの情熱を支援します

自治会やコミュニティ、NPO法人、ボランティアなどの団体が、企画・提案・実施する公益性の高いまちづくり活動に対し、活動費の一部を補助しています。

平成30年度は「自由テーマ」および「地方創生に資するまちづくり」をテーマとした事業を追加募集します。

- ▼募集事業
  - ①市民提案型協働のまちづくり支援事業
  - ②社会的・地域的な課題の解決につながる事業(自由テーマ)
  - ③地方創生に資するまちづくり事業

『那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略』の基本目標(子どもたちへの健やかな成長、地域産業の活性化、人々の活発な交流、災害対応力の強化)に基づき、7つの分野「雇用・結婚・子育て・教育・暮らし・交流・広報」を推し進める内容の事業

- ▼対象 市内での活動実績が1年以上あり、規約などを定めている団体
  - ▼事業期間 9月～来々年2月
  - ▼補助金額
    - ①対象経費の10分の8以内の額
    - ②対象経費の10分の9以内の額
- ※上限あり。
- ※継続事業は補助率が下がります。

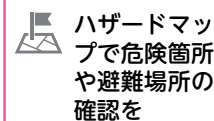
▶問い合わせ  
☎総務課  
☎0287(62)7150

## 6月は「土砂災害防止月間」です 土砂災害から身を守る3つのポイント



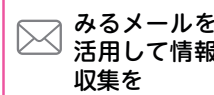
6月から9月にかけては、梅雨や台風による大雨で地盤が緩み、土砂災害(崖崩れ、地すべり、土石流)が発生しやすくなります。一瞬にして尊い命や貴重な財産を奪うなど、とても大きな被害をもたらす「土砂災害」。一人一人が日頃から準備し、土砂災害から自分の身を守りましょう。

### ポイント① 危険な場所を知ろう



土砂災害のおそれがある場所は、土砂災害(特別)警戒区域に指定されています。それ以外の場所でも、近くに崖や沢がある場合は注意してください。

### ポイント② 自ら情報を集めよう



大雨警報や土砂災害警報、避難勧告などは危険を知らせ、避難を判断するための大切な情報。テレビやラジオ、みるメールなどで情報を集められるよう準備しておきましょう。

### ポイント③ 前兆現象に気づいたら避難しよう

土砂災害が起こる前には、次のような前兆現象が見られます。これらを察知したら、周囲にも知らせ、すぐに安全な場所に避難しましょう。避難所への避難が困難な場合は、近くの頑丈な建物に急いで逃げ込み、それも危険な場合には家の2階や崖から離れた部屋など、少しでも安全な場所に移動しましょう。

- ◀崖崩れ▶
  - ・崖から小石がパラパラ落ちてくる
  - ・崖にひび割れができる
  - ・崖から水が湧き出る
- ◀土石流▶
  - ・山鳴りがする
  - ・降雨が続くのに川の水位が下がる
  - ・急に川の流れが濁り、流木が混ざり始める
- ◀地すべり▶
  - ・地面にひび割れができる
  - ・斜面から水が湧き出る
  - ・沢や井戸の水が濁る



▶問い合わせ  
☎社会福祉課  
☎0287(62)7135

## 災害時に備えて今できること 避難行動要支援者の名簿登載に協力を



市では、災害が起きたときに、自力で避難することが難しい高齢の人や体の不自由な人が、地域の助け合いによりスムーズな避難支援を受けられるような仕組みづくりに取り組んでいます。

### ◀避難行動要支援者支援制度とは?▶

地域の避難支援者(自治会・民生委員・自主防災組織・消防・警察など)に、避難の支援が必要な人の住所・氏名などの情報(名簿)をあらかじめ市から提供することで、災害時の安否確認や避難誘導を行いやすくする制度です。この制度では、名簿の他に、「個別計画」と呼ばれる要支援者一人ひとりの具体的な避難計画も作成する予定になっています。

### ◀対象者には書類を郵送 もれなく回答ください▶

在宅で以下の要件にあてはまる人には、市から「個人情報提供同意届出書」を送付し、名簿に登載することへの同意の意向を聞いています。通知が届いた人は、個人情報の提供の可否について回答してください。

- ▶対象 次のいずれかに当てはまる人
  - ①75歳以上の高齢者のみの世帯
  - ②身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを持っている人
  - ③要介護3以上の人

※この他にも、状況に応じて通知を送っている場合があります。

- ▶提出方法 窓口を持参するか郵送で申し込み
- ▶提出窓口 ☎社会福祉課、☎市民福祉課、☎総務福祉課

### ◀高齢で避難に不安を抱える場合は相談を▶

実生活が①の要件に当てはまる人は、申し出により名簿に登載します。詳しくは問い合わせてください。

### 市政懇談会を開催します

※募集内容の詳細は市ホームページを確認するか、☎市民協働推進課に問い合わせてください。

- ▼申込期間 6月1日(金)～29日(金)
- ▼審査方法 書類審査、プレゼンテーション審査
- ▼申し込み・問い合わせ ☎027151
- 市民協働推進課 ☎027151

市民の意見や要望を聴き取り、市政に反映させ、より開かれた行政を実現することを目的に開催します。参加を希望する場合は、加入している自治会の会長が☎シティプロモーション課に申し込んでください。

#### ▼とき・ところ

- ・6月26日(火) 午後2時～
- 厚崎公民館
- ・7月6日(金) 午前10時～
- 稲村公民館
- ・7月10日(火) 午後2時～
- 塩原公民館(塩原庁舎内)
- ・7月19日(木) 午後2時～
- 西那須野庁舎

#### ▼申し込み・問い合わせ

- シティプロモーション課 ☎027109



### 今月のテーマ 電気契約は、正確な情報を収集し、契約内容を確認

【事例】  
電話勧誘を受け契約するつもりはなかったが、いつの間にか新しい電気会社と契約してしまった。

#### 【アドバイス】

電力小売自由化によりさまざまな事業者が訪問販売などを行っています。消費者の意に反して電気契約の切り替え手続きをされてしまうこともあるため、勧誘を受けた場合は、情報を伝えるか慎重に検討しましょう。

※訪問販売、電話勧誘販売による契約の場合、契約書を受け取った日から8日以内なら、クーリングオフにより違約金などを支払わずに契約解除できます。※困ったときは、消費生活センターに相談してください。

#### 消費生活センター

(いきいきふれあいセンター内)  
開設時間 ☎0279900  
平日午前8時30分～午後5時